

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年4月12日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

消極性感情障害、注意欠陥多動性障害、アスペルガー障害、全般性不安障害と診断されており、現在うつ病が治らず、仕事ができない状態のため、処分の取消しを求める。親とも疎遠で、一人で生活しているので困っている。うつ病のため体力の低下、気力の低下もあり検討をお願いする。現在、生活保護受給中である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 6月12日	諮問
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものである旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」という。）により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

(3) 法45条1項の規定による認定の申請の際提出する書類として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）23条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、上

記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

(4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、主たる精神障害として「うつ病」（ICDコードF32）、従たる精神障害として「広汎性発達障害」（ICDコードF84）を有することが認められる（別紙1・1及び3）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

また、精神障害等級の判定のための情報は、「精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るもの」とされている（「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入にあたって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）・I）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、1

8-19歳頃より元妻との不和、離婚問題を機にうつ状態、〇〇を行い、離婚して〇〇市の実家に戻っていた。令和3年1月27日に他院精神科を初診し、発達障害、SAD、双極性障害2型、うつ状態と診断され、薬物治療が開始された。以後、同院での外来受診を継続していたが、同年9月29日に転居により一度終診となっていた。しかし、令和5年11月21日、同院へ再診し、サービス残業や上司からの暴言、過去のことを思い出したりを原因として、うつ状態、不眠や食思不振を訴えた。同月28日に本件病院初診となり、うつ病、発達障害の診断が考えられ、以降、本件病院外来に通院中であることが認められる（別紙1・3）。

これらの記載によれば、他院の終診後から同院の再診までの間、通院や治療等は行われていないことが認められる。そして、本件病院の初診年月日が令和5年11月21日であることから、本件診断書の発行日時点（同年12月4日）での主たる精神障害（うつ病）の継続治療期間は、1か月未満であると認められる。

また、本件診断書によると、通院及び服薬に要とあることから、請求人は、通院を継続し、抗うつ薬の服用により、精神疾患（機能障害）の状態が変化する可能性も否定できない状況にあると考えられる。

そうすると、本件診断書の発行日時点では、請求人は「長期間の薬物治療下における状態」にあるとはいえず、法施行規則23条2項1号及び留意事項2・(3)に照らせば、当該治療期間での精神疾患（機能障害）の状態を判断を行うことは適切でない。

よって、障害等級に定めるものには該当しないと判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定に当たっては、「治療が行われていない状態で」行うことは「適切ではなく、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（留意事項3・(3)）。

イ これを本件についてみると、上記(2)・イのとおり、請求人は、本件診断書の作成日時点において「十分に長期間の薬物治療下」にあつたとはいえず、請求人の能力障害（活動制限）の判断を行うことは適切でない。よって、障害等級には非該当であると判断するのが

相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であるとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、上記1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人が本件診断書の作成日時時点で「十分に長期間の薬物治療下」にあったと認められないこと、そして、そのことから請求人は障害等級非該当と認定するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、治療期間の不足した状況下では判断できないことを理由に不承認処分がなされる場合の説明の必要性について、以下付言する。

現行の留意事項等においては、精神疾患の状態の判定について、「診断書が初診日から6か月以上経過した時点のものであること」、「長期間の薬物治療下における状態で行うこと」との記載があるところ、処分通知書における処分理由として、上記要件を満たさないことを明記していないものが散見される。

このような運用のもとにおいては、上記要件を満たすことにより再度の申請が可能な場合であっても、申請者がこのことを正しく理解していないことによって、審査請求に至るケースが見受けられ、また、適法な審査請求の再申請を断念してしまうおそれがある。

処分庁においては、上記要件を満たさないことを理由に不承認処分を行う場合には、処分通知書にその旨明記の上、申請者に対してより的確な説明を行うことが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2(略)